

国及び独立行政法人等における環境配慮契約の 締結実績及び取組状況について

国及び独立行政法人等については、各機関が環境配慮契約法第 8 条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している¹。平成 20 年度以降の基本方針に定められた 5 つの契約類型別の締結実績の推移及び取組状況等は、以下のとおりである。

1. 電気の供給を受ける契約

国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の契約締結実績の推移等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績の推移

契約件数

国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の締結件数及び環境配慮契約の締結件数の推移は、表 1 のとおりである。総契約件数（環境配慮契約が不可能な場合²を含む）に占める環境配慮契約の締結件数の割合は、平成 20 年度の 45.4% から平成 24 年度の 25.3% へと年々減少している（ただし、平成 20 年度については、脚注 1 に記載した理由により、実績が把握できない場合があるため参考値である）。

契約電力量

総使用電力量については、平成 22 年度の実績調査から把握している。

平成 22 年度においては、総使用電力量 10,652 百万 kWh のうち、環境配慮契約が不可能であった場合が 4,468 百万 kWh（総使用電力量に占める割合 41.9%）であり、入札が可能であった 6,184 百万 kWh のうち 1,002 百万 kWh（入札が可能であった電

¹ 締結実績は法施行時期等の関係で平成 20 年度以降順次概要がとりまとめられている。ただし、環境配慮契約法は、平成 19 年 11 月 22 日施行のため、平成 19 年度の実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである。また、例えば平成 20 年度の電気の供給を受ける契約については 19 年度中に契約を締結する施設も多くあり、実績として把握できない場合がある。

² 次のいずれかに該当する場合に環境配慮契約が不可能であったとしている。

50kW 未満の契約

賃貸ビル等に入居しており、電力会社と直接契約していない

電力供給会社が 3 者に満たない

長期契約期間中（2 年目以降）である

不落随意契約

力量に占める割合 16.2%) が未実施であった。

平成 23 年度においては、総使用電力量 9,833 百万 kWh のうち、環境配慮契約が不可能であった場合が 4,742 百万 kWh(総使用電力量に占める割合 48.2%) であり、入札が可能であった 5,091 百万 kWh のうち 1,101 百万 kWh(入札が可能であった電力量に占める割合 21.6%) が未実施であった。

平成 24 年度においては、総使用電力量 9,881 百万 kWh のうち、環境配慮契約が不可能であった場合が 5,582 百万 kWh(総使用電力量に占める割合 56.5%) であり、入札が可能であった 4,300 百万 kWh のうち 1,037 百万 kWh(入札が可能であった電力量に占める割合 24.1%) が未実施であった。

表1 電気の供給を受ける契約の締結実績 (契約件数)

区 分	内 訳	平成20	21	22	23	24年度
国の機関	総契約件数	2,539	4,506	5,059	4,539	4,165
	うち環境配慮契約件数	1,391	1,798	1,865	1,657	1,154
	環境配慮契約割合	54.8%	39.9%	36.9%	36.5%	27.7%
独立行政法人等	総契約件数	864	986	1,501	1,646	1,395
	うち環境配慮契約件数	153	293	368	350	254
	環境配慮契約割合	17.7%	29.7%	24.5%	21.3%	18.2%
合計	総契約件数	3,403	5,492	6,560	6,185	5,560
	うち環境配慮契約件数	1,544	2,091	2,233	2,007	1,408
	環境配慮契約割合	45.4%	38.1%	34.0%	32.4%	25.3%

表2 電気の供給を受ける契約の締結実績 (契約電力量)

区 分	内 訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国の機関	総使用電力量合計	3,230	2,877	2,618
	うち入札の実施が不可能	721	857	1,386
	総使用電力量に占める割合	22.3%	29.8%	52.9%
	うち入札可能であったが未実施	232	181	144
	総使用電力量に占める割合	7.2%	6.3%	5.5%
独立行政法人等	総使用電力量合計	7,422	6,956	7,263
	うち入札の実施が不可能	3,747	3,885	4,195
	総使用電力量に占める割合	50.5%	55.9%	57.8%
	うち入札可能であったが未実施	770	921	893
	総使用電力量に占める割合	10.4%	13.2%	12.3%
合計	総使用電力量合計	10,652	9,833	9,881
	うち入札の実施が不可能	4,468	4,742	5,582
	総使用電力量に占める割合	41.9%	48.2%	56.5%
	うち入札可能であったが未実施	1,002	1,101	1,037
	総使用電力量に占める割合	9.4%	11.2%	10.5%

(電力量の単位 : 百万kWh)

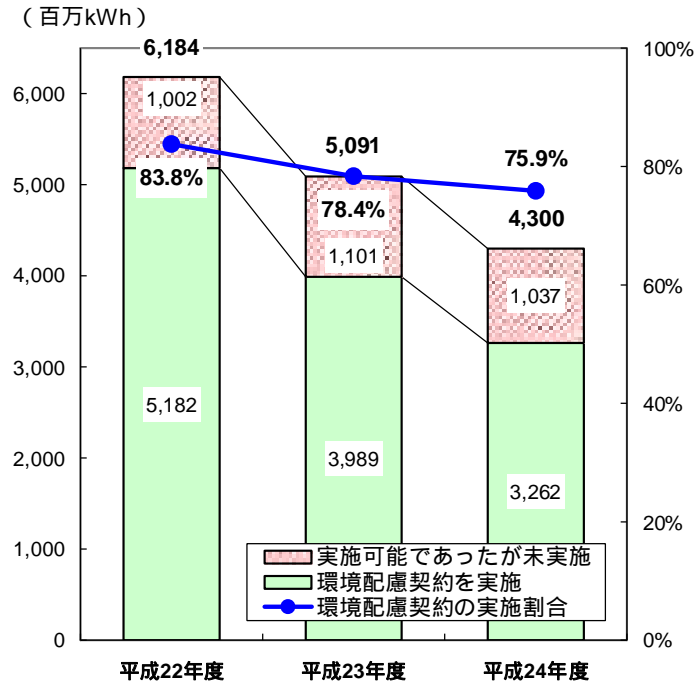


図1 環境配慮契約の実施状況（契約電力量）

上記のとおり、環境配慮契約による入札が可能であった電力量に占める環境配慮契約の実施割合は、平成22年度83.8%、23年度78.4%、24年度75.9%とやや低下しているものの、電力量ベースで見ると、国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約における環境配慮契約は概ね順調に取り組まれている状況にあると考えられる。

（2）評価と課題

上記のとおり、電気の供給を受ける契約においては、全般的には環境配慮契約が実施されているものと評価できる。ただし、環境配慮契約が実施できない理由として、負荷率³の高い施設においては新電力の入札不参加、大規模な施設においては安定供給可能な事業者が限られるといった課題があり、また、特別契約による安価な供給等の理由のため、環境配慮契約が実施されていない場合がみられる。他方、環境配慮契約の実施状況が総体的に低い機関においても、安定供給やコスト面の課題が解決されれば、環境配慮契約を実施する可能性があるとしていることから、今後の状況次第では環境配慮契約の進展が見込めるものと考えられる。

さらに、平成24年度実績調査においては、東日本大震災以降の電力の需給逼迫を背景に、入札参加事業者が減少（供給不足等を含む）していること、電気料金の値上げに伴う通常入札の実施、電力使用量の見通しが不透明である等が環境配慮契約を实

³ 負荷率 = 実際の使用電力量 / 契約電力を24時間365日使い続けた際の電力量 × 100

出典：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課「電力小売市場の自由化について」（平成24年3月）

施しなかった理由としてあげられている。これらの震災の影響や電力の安定供給等に
 係る課題が環境配慮契約の実施に当たっての障害として徐々に顕在化している。この
 ため、現段階において環境配慮契約を実施している機関は、引き続き環境配慮契約の
 取組を最大限進めることが必要である。

2. 自動車の購入等に係る契約

国及び独立行政法人等における自動車の購入等に係る契約の契約締結実績の推移
 等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績の推移

自動車の購入

国及び独立行政法人等の自動車の購入台数及び環境配慮契約（総合評価落札方
 式）による購入台数の推移は、表3のとおりである。総購入台数に占める環境配慮
 契約の実施の割合は、平成20年度は27.1%と低い状況⁴であったが、平成21年度以
 降は、21年度85.7%、22年度89.1%、23年度84.3%、24年度78.4%と毎年度8割
 程度ないし8割を上回る契約締結実績となっており、自動車の購入に係る契約にお
 いて総合評価落札方式が広く採用されている状況にある。

表3 自動車の購入に係る契約の締結実績

区 分	内 訳	平成20	21	22	23	24年度
国の機関	自動車の購入台数	4,240台	4,159台	1,425台	1,091台	1,043台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,126台	3,676台	1,340台	957台	860台
	総合評価落札方式の割合	26.6%	88.4%	94.0%	87.7%	82.5%
独立行政法人等	自動車の購入台数	254台	258台	405台	757台	502台
	うち総合評価落札方式によるもの	90台	109台	290台	601台	352台
	総合評価落札方式の割合	35.4%	42.2%	71.6%	79.4%	70.1%
合計	自動車の購入台数	4,494台	4,417台	1,830台	1,848台	1,545台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,216台	3,785台	1,630台	1,558台	1,212台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	85.7%	89.1%	84.3%	78.4%

注：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

⁴ 平成20年度においては、環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式の仕様書の作成等に時間を要し、
 実際の発注に間に合わなかった機関があった等の理由による。

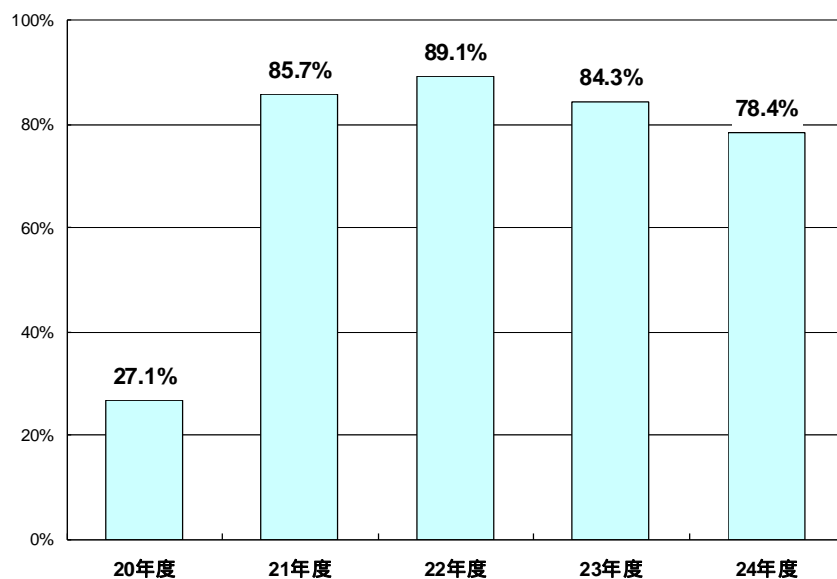


図2 環境配慮契約の実施状況（自動車の購入）

自動車の賃貸借

平成 22 年度から 24 年度⁵における国及び独立行政法人等の自動車の賃貸借台数及び環境配慮契約(総合評価落札方式)による賃貸借台数は、表 4 のとおりである。上記 に示したとおり、自動車の購入に係る契約においては環境配慮契約が高い割合で実施されているが、平成 22 年度は 27.1%、23 年度は 20.8%となっており、賃貸借に係る契約においては環境配慮契約が十分に実施されているとは言い難い状況⁶にあったが、24 年度において 56.2%となり、大きく改善した。

表4 自動車の賃貸借に係る契約の締結実績

区分	内 訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国の機関	自動車の賃貸借台数	473台	311台	278台
	うち総合評価落札方式によるもの	165台	47台	191台
	総合評価落札方式の割合	34.9%	15.1%	68.7%
独立行政法人等	自動車の賃貸借台数	556台	520台	363台
	うち総合評価落札方式によるもの	114台	126台	169台
	総合評価落札方式の割合	20.5%	24.2%	46.6%
合計	自動車の賃貸借台数	1,029台	831台	641台
	うち総合評価落札方式によるもの	279台	173台	360台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	20.8%	56.2%

注1：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

注2：賃貸借台数から短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）は除外

⁵ 自動車の賃貸借における環境配慮契約は平成 21 年度から実施しているが、平成 21 年度における契約締結実績には短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）も含まれており、経年の比較が困難であることから、実績から除外している。

⁶ 契約期間が 3 年未満であって、かつ当該仕様を満たす車種間の燃費の差が小さい場合等評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、総合評価落札方式の適用を除外している。

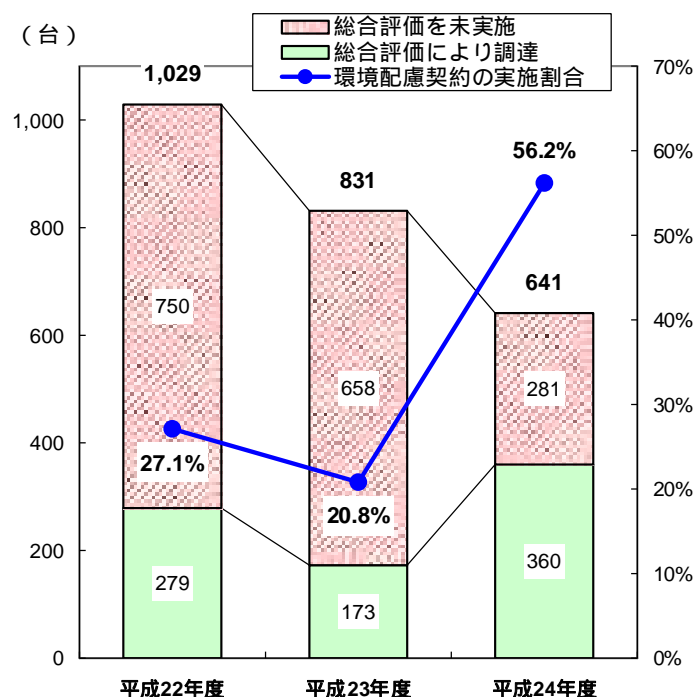


図3 環境配慮契約の実施状況（自動車の賃貸借）

（２）評価と課題

自動車の購入等に係る契約のうち、購入に係る契約においては、総合評価落札方式が広く採用されていることから、環境配慮契約を引き続き推進することが必要である。

一方、賃貸借に係る契約については、平成22年度及び23年度においては未だ十分とはいえない状況であったが、平成24年度において大幅な改善が図られたところであり、今後の動向を注視するものとする。環境配慮契約を実施できない理由としてあげられた多くの場合は、リース契約期間が短期であるため総合評価落札方式を採用しても、評価値への価格の寄与度が大きく、結果として環境性能（燃費）がほとんど反映されない事例となっている。また、この他の理由としては、小額随契や再リースなどがあげられている。

なお、賃貸借期間が3年程度であっても、仕様を満たす車種間の燃費の差が大きい場合には、総合評価落札方式を積極的に採用するよう広く周知していくこととする⁷。

3. 船舶の調達に係る契約

国及び独立行政法人等における船舶の調達に係る契約の契約締結実績の推移等については、以下のとおり。

⁷ 平成24年度の実績調査において、賃貸借期間に関する調査を併せて実施したところ、総合評価落札方式により調達した360台のうち、賃貸借期間が判明している320台の平均賃貸借期間は3.54年となっている。

(1) 契約締結実績の推移

船舶の調達に係る契約は、平成 22 年度より環境配慮契約法基本方針に位置づけられ、国及び独立行政法人等の船舶の調達に係る契約締結実績は、次のとおりである。

平成 22 年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 3 件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。また、小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達総件数 113 件のうち 9 件（8.0%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

平成 23 年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 5 件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。また、小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達総件数 160 件のうち 9 件（5.6%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

平成 24 年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 2 件であったが、基本方針に位置づけられてから初めて環境配慮型船舶プロポーザル方式により 1 件の調達が実施された。また、小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達総件数 35 件のうち 21 件（60.0%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

平成 22 年度、23 年度ともに、多くの場合が、適用除外となる「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」に該当するため、船舶の調達に係る契約において環境配慮契約が実施されなかったが、平成 24 年度において、環境配慮契約への取組が進展したものと考えられる。

(2) 評価と課題

船舶の調達に係る契約において環境配慮契約の適用除外となる「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」に該当する場合が多いことから、全般的にみると、環境配慮契約の実績が必ずしもあがっていない状況にある。他方、多くの船舶の調達を行っている複数の機関から「業務・用途に影響がない範囲において可能な限り環境配慮契約を実施する」との回答を得ており、今後、更なる環境配慮契約の取組の進展が期待されるとともに、契約締結実績について注視していく必要がある。

なお、船舶の概略設計又基本設計は年間数件程度の発注であることから、今後調達事例が一定程度集まった時点において、詳細な内容の検討を行うとともに、さらなる普及促進策の検討を実施することとする。

4 . 省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約

国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO 事業及びフィージビリティ・スタディ）に係る契約締結実績の推移等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績の推移

国及び独立行政法人等の ESCO 事業に係る契約締結実績は、表 5 のとおりである。

フィージビリティ・スタディの実施件数は、平成 20 年度には 20 件であったが、21 年度 3 件、22 年度 1 件と減少し、23 年度には 0 件となったが、平成 24 年度には 9 件実施され、うち 6 件が ESCO 事業導入可能性有と判断された。

表 5 省エネルギー改修事業に係る契約の締結実績

区 分	内 訳	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国の機関	フィージビリティ・スタディの実施件数	14件	1件	0件	0件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	0件	0件	0件	0件	0件
	ESCO事業実施件数	0件	1件	0件	0件	0件
独立行政法人等	フィージビリティ・スタディの実施件数	6件	2件	1件	0件	9件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件
	ESCO事業実施件数	9件	2件	3件	1件	5件
合計	フィージビリティ・スタディの実施件数	20件	3件	1件	0件	9件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件
	ESCO事業実施件数	9件	3件	3件	1件	5件

発注を行ったが参加者無しのため不調となり契約に至っていない

また、平成 20 年度以降の ESCO 事業の実施件数は、平成 20 年度 9 件、21 年度 3 件、22 年度 3 件、23 年度 1 件、24 年度 5 件と 5 年間で計 21 件であり、ESCO 事業の実施主体は、独立行政法人及び国立大学法人が 20 件となっている。

(2) ESCO 事業が少ない理由⁸

フィージビリティ・スタディを実施している場合

平成 20 年度以降に、外部に委託を行ってフィージビリティ・スタディや省エネルギー診断を実施したが、ESCO 事業の導入に至らなかった機関を対象に、その理由について調査したところ、以下の理由があげられた。

- フィージビリティ・スタディの結果、ESCO 事業によるコスト削減効果やエネルギー削減効果が見込まれないこと
 - ・ 設備自体が新しく耐用年数を経過していないこと
 - ・ 順次、省エネルギー設備・機器等の導入・更新を行っていること
 - ・ 施設規模が小さく、光熱水費額が少ないため ESCO 事業として成立しないこと
 - ・ 既存の運転監視装置による運転スケジュール最適化等により一定程度省エネ化が図られたこと

上記のとおり、省エネ改修や省エネルギー設備・機器の導入等が適宜実施されて

⁸ ESCO 専門委員会における検討に当たって詳細な調査を実施。

きた結果、ESCO 事業として成立しないという事例も多くみられる。このため、調達者においては、設備更新等を検討する時期に合わせ、ESCO 事業の導入可能性について、積極的に検討を行うことが求められる。

フィージビリティ・スタディを実施していない場合

ESCO 事業の導入実績のない主な理由としては、「施設規模⁹等から ESCO 事業の効果が期待できない」ことが半数近くあげられているが、以下の理由については、今後解決に向けた対応が必要な課題と考えられる。

- 環境配慮契約法基本方針において「ESCO 事業を可能な限り幅広く導入する」とされていることが認知されていない
- フィージビリティ・スタディの実施に係る手順がわからない
- 機関内に、施設の設備・エネルギー管理に係る体制がない

なお、ESCO 事業の普及促進方策に係る検討状況については、資料 3において報告することとする。

5. 建築物の設計に係る契約

国及び独立行政法人等における建築物の設計に係る契約締結実績の推移等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績の推移

国及び独立行政法人等の建築物の設計に係る契約締結実績は、表 6 のとおりである。新築の場合の設計業務の総数及び大規模改修工事における環境配慮型プロポーザル方式の実施件数については、平成 22 年度から把握している。

環境配慮型プロポーザル方式の実施件数は平成 20 年度 276 件、21 年度 307 件、22 年度 215 件、23 年度 279 件、24 年度 360 件となっている。また、平成 22 年度においては建築物の建築（新築）に係る設計業務 196 件中のうち 124 件（63.3%）、23 年度においては 220 件のうち 142 件（64.5%）、24 年度においては実施割合がやや下がったものの 283 件のうち 136 件（48.1%）が、環境配慮型プロポーザル方式を実施している（大規模改修工事における環境配慮契約の実施件数は着実に増加）。

平成 24 年度において、環境配慮型プロポーザルを実施しない理由としては、「温室効果ガス等の削減について、設計上の工夫の余地がほとんどない」と判断される場合、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」に該当するケースが多くなっている。また、「災害復旧事業のため、原型復旧が原則となることから実施しない」との回答もある。

⁹ 例えば合同庁舎等及び一般事務所庁舎についてみると、延床面積 3,000 m²未満の施設は 80.7%、5,000 m²未満の施設は 90.1%を占めている。

表7 建築物の設計に係る契約の締結実績

区分	内 訳	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国の機関	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	-	-	66件	51件	84件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	43件	55件	30件	23件	25件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	-	-	45.5%	45.1%	29.8%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	-	-	5件	5件	2件
独立行政法人等	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	-	-	130件	169件	199件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	233件	252件	94件	119件	111件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	-	-	72.3%	70.4%	55.8%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	-	-	86件	132件	223件
合計	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	-	-	196件	220件	283件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	276件	307件	124件	142件	136件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	-	-	63.3%	64.5%	48.1%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	-	-	91件	137件	225件

平成20年度及び21年度は環境配慮型プロポーザル方式の実施件数

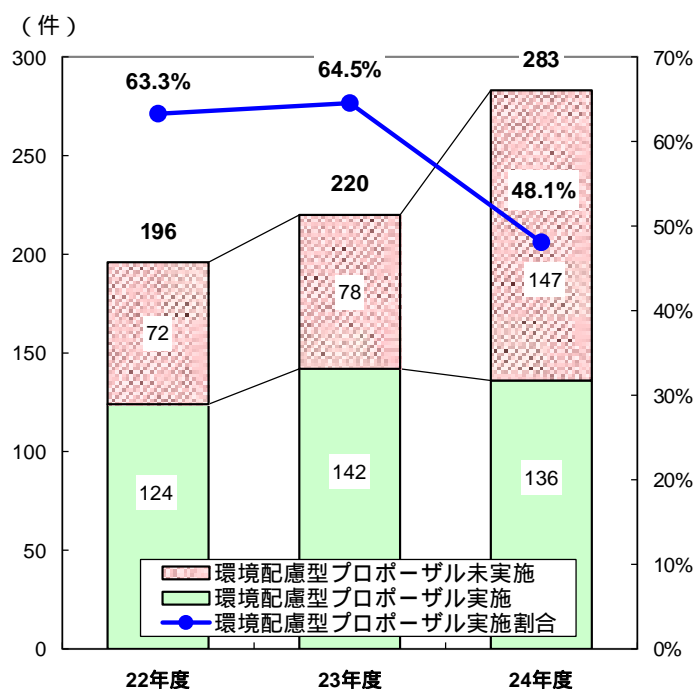


図4 環境配慮型プロポーザル方式の実施状況（建築設計）

（2）評価と課題

平成22年度及び23年度の新築の設計業務については約3分の2が、平成24年度の設計業務については約半数が、環境配慮型プロポーザル方式による設計業務の発注が行われており、相応の評価ができるものと考えられる。

一方、環境配慮型プロポーザル方式が行われない場合の適用除外となる「温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない」と判断される場合、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」に該当する場合に該当する設計が多くなっている。

建築物は長期にわたり供用されるものであることから、設計段階における環境配慮が不可欠であり、環境配慮型プロポーザル方式の実施が極めて重要である。しかしながら、独立行政法人等からプロポーザル方式の実施に当たっての実施体制の整備、評価・判定等のノウハウや専門知識の欠如が課題としてあげられていることから、今後関係機関と協議の上、どのような支援が可能であるか、検討を行うこととする。